

# 山梨県特別支援教育振興審議会

日 時 平成22年5月24日(月)

場 所 甲府工業高等学校 五葉鐘鳴館

山 梨 県 教 育 委 員 会

# 次 第

## ○委嘱・任命式

- 1 開 会
- 2 委嘱状・任命状の交付
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 閉 会

## ○第1回審議会

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員の（自己）紹介
- 4 審議会の運営について
- 5 会長・副会長の選出
- 6 諮 問
- 7 会長あいさつ
- 8 議 事
  - (1) 審議内容及び日程について
  - (2) 本県の特別支援教育の現状について
  - (3) その他
- 9 閉 会

山梨県特別支援教育振興審議会委員名簿

氏名	役職等	備考
飯ヶ濱 栄治	山梨県特別支援学校PTA代表	
上杉 宏	山梨労働局職業安定部職業対策課長	
尾嶋 千恵子	山梨LD・発達障害児者の支援を考える会「いちえ会」代表	
齋藤 章	山梨県市町村教育委員会連合会会長	
坂本 ちづ子	(福)八ヶ岳名水会 入所支援施設「星の里」施設長	
白戸 吉男	山梨県公立小中学校長会代表	
鳥海 順子	国立大学法人 山梨大学教育人間科学部教授	
萩原 公子	山梨県高等学校長協会代表	
畠山 和男	山梨県立あけぼの医療福祉センター副所長	
原 まゆみ	山梨県特別支援学校長代表	
藤巻 秀子	(社)山梨県看護協会会長	
森 博俊	公立大学法人 都留文科大学文学部教授	
山口 勝弘	学校法人 山梨英和大学人間文化学部教授	

山梨県特別支援教育振興審議会事務局名簿

所 属	役 職	氏 名
教育委員会事務局	教 育 次 長	佐 藤 安 紀
総 務 課	課 長	広 瀬 正 三
学 校 施 設 課	課 長	望 月 和 俊
義 務 教 育 課	課 長	堀 之 内 睦 男
高 校 教 育 課	課 長	奥 田 正 直
新しい学校づくり推進室	室 長	秋 山 孝
教育委員会事務局	主 幹	末 木 鋼 治
新しい学校づくり推進室	室 長 補 佐	久 保 和 也
	副主幹・指導主事	河 西 慶 仁
	副主幹・指導主事	小 林 勝
	副主幹・指導主事	荒 川 昌 浩
	主 査・指 導 主 事	岡 輝 彦
	主 査	矢 花 和 江

# 山梨県附属機関の設置に関する条例 <抄>

昭和 60 年 3 月 29 日・条例第 3 号（平成 19 年 3 月 22 日条例第 19 号抄）

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担仕事務）

第 2 条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

- 2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。山梨県特別支援教育振興審議会
- 3 前二項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第一の担仕事務欄に掲げるとおりとする。

（組 織）

第 4 条 附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

- 2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。
- 4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。
- 5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

（会 長 等）

第 5 条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部 会 等）

第七条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

（委 任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担仕事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

（山梨県水防協議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

二十七 山梨県特殊教育振興審議会条例(昭和 45 年山梨県条例第 27 号)

付 則（平成 19 年 3 月 22 日条例第 19 号抄）

この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一以下略一）

別表第一（第 2 条、第 4 条関係）

二 教育委員会の附属機関

付属機関	担 任 事 務	委嘱の定数	委嘱の要件	委嘱の期間
山 梨 県 特別支援教育 振興審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び答申に関する事務 一 特別支援教育に関する施設、設備等の拡充整備に関する事項 二 特別支援教育関係教職員の資質の向上に関する事項 三 障害児の判別及び就学指導組織の充実にに関する事項 四 その他特別支援教育の振興に関する事項	十五人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	一 年

※ なお、「山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則」第 13 条によって「山梨県特別支援教育振興審議会」の庶務は、高校教育課に所属することが示されている。

山梨県特別支援教育振興審議会 開催日程(案)

期 日		会 議	内 容
5月	24日 (月)	第1回審議会	○ 委員の委嘱及び諮問 ○ 現状と課題について
6月			
7月	中旬	第2回審議会	○ 軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方 ・知的障害児童生徒の推移について ・高等部における新たな教育課程の導入について ・本県における今後の高等部教育の方向性について ・今後の寄宿舍の役割と方向性について
8月	中旬	第3回審議会	○ 特別支援学校の整備計画を含む将来構想 ・生徒増、老朽化等への対応について ・特別支援学校の適正配置等について ・障害種別を踏まえた各特別支援学校の方向性について
9月	上旬	第4回審議会	○ 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策 ・就学前における推進方策について ・小・中学校における推進方策について ・高等学校における推進方策について ・教職員の専門性向上について
10月	下旬	第5回審議会	○ 審議のまとめ
11月	中旬	第1回 起草委員会	○ 答申書の起草
12月	中旬	第2回 起草委員会	○ 答申書の起草
1月	下旬	第6回審議会	○ 答申書の審議
2月	上旬	答 申	○ 答申書の提出